

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。なお、本件は、地方自治法施行令ほか鳥取県の関係法規に準じて実施する。

令和 6 年 7 月 19 日

ねんりんピックはばたけ鳥取 2024 実行委員会 会長 平井 伸治

1 調達内容

（1）業務の名称及び数量

ねんりんピックはばたけ鳥取 2024 経済波及効果推計等業務

（2）業務の仕様

入札説明書による。

（3）業務の期間

契約締結日から令和 7 年 1 月 20 日（月）まで

（4）入札方法

入札は、紙入札により行う。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とすること。課税事業者にあっては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（2）令和 3 年鳥取県告示第 457 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、ア又はイのいずれかの業種区分に登録されているものであること。

ア 「各種調査委託の市場等調査及び情報処理サービスのデータ処理」

イ 「各種調査委託の統計調査及び情報処理サービスのデータ処理」

（3）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（4）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

（5）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

3 入札手続等

（1）入札の手続及び業務の仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271

ねんりんピックはばたけ鳥取 2024 実行委員会事務局

（鳥取県地域社会振興部ねんりんピックはばたけ鳥取 2024 実施本部事務局内）

電話 0857-26-7908

電子メール nenrin-wmg@pref.tottori.lg.jp

（2）入札説明書等の交付方法

令和 6 年 7 月 19 日（金）から同月 26 日（金）までの間にインターネットのねんりんピックはばた

け鳥取 2024 実行委員会のホームページ (<https://nenrin-tottori2024.jp/>) から入手すること。ただし、これにより難い場合は、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和 6 年 7 月 19 日（金）から同月 26 日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

（1）同じ

（3）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（4）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和 6 年 7 月 31 日（水）午後 2 時 即時開札

（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月 30 日（火）午後 5 時とする。）

イ 場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271

鳥取県庁第 2 庁舎 4 階 第 28 会議室

4 入札参加者に要求される事項

- （1）入札書は、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。ただし、郵便等による場合で再度入札を希望する場合は、「入札書 1 回目」、「入札書 2 回目」と明記した封書に、「1 回目」、「2 回目」と明記した入札書をそれぞれ入れ密封して提出すること。なお、第 2 回目以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1 案件に対し、入札書を 2 通以上提出した入札とみなして無効とする。
- （2）本件入札に参加を希望する者にあっては、入札説明書 6 に示す事前提出物を 3 の（1）の場所に令和 6 年 7 月 26 日（金）正午までに郵便等又は持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- （3）入札参加者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

5 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

免除する。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

6 その他

（1）入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

（2）契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。なお、最低価格をもって有効な入札を行った者が 2 者以上いる場合は、くじによって決定する。また、開札の結果、落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。2 回で落札しない場合は、最低価格を提示した者と随意契約の交渉を行うものとする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。